

部活動「学校間連携方式」の手続きについて

「実施要項」及び「別添資料」を参照し、以下の通り手続きを進めてください。

1 作成書類について

- (1) 様式1-① 部活動「学校間連携方式」の実施に伴う他校部活動への参加について
(申請)

【作成】「参加生徒の在籍校」が作成→受入校の学校長へ提出

- (2) 様式1-② 部活動「学校間連携方式」の活用希望について

【作成】「参加生徒の保護者」が作成→在籍校の学校長へ提出→受入校の学校長へ提出

- (3) 様式2 部活動「学校間連携方式」の実施に伴う本校化部活動参加申請の承諾について(回答)

【作成】「受入校」が作成→在籍校へ提出

- (4) (1)～(3)終了後、
様式1-①と様式2の写し

【提出】在籍校→教育委員会へ提出(成立報告)→教育委員会で内容を確認の上、在籍校へ連絡→連携開始

※事業の流れについては(参考資料)部活動「学校間連携方式」の流れを参照

2 その他

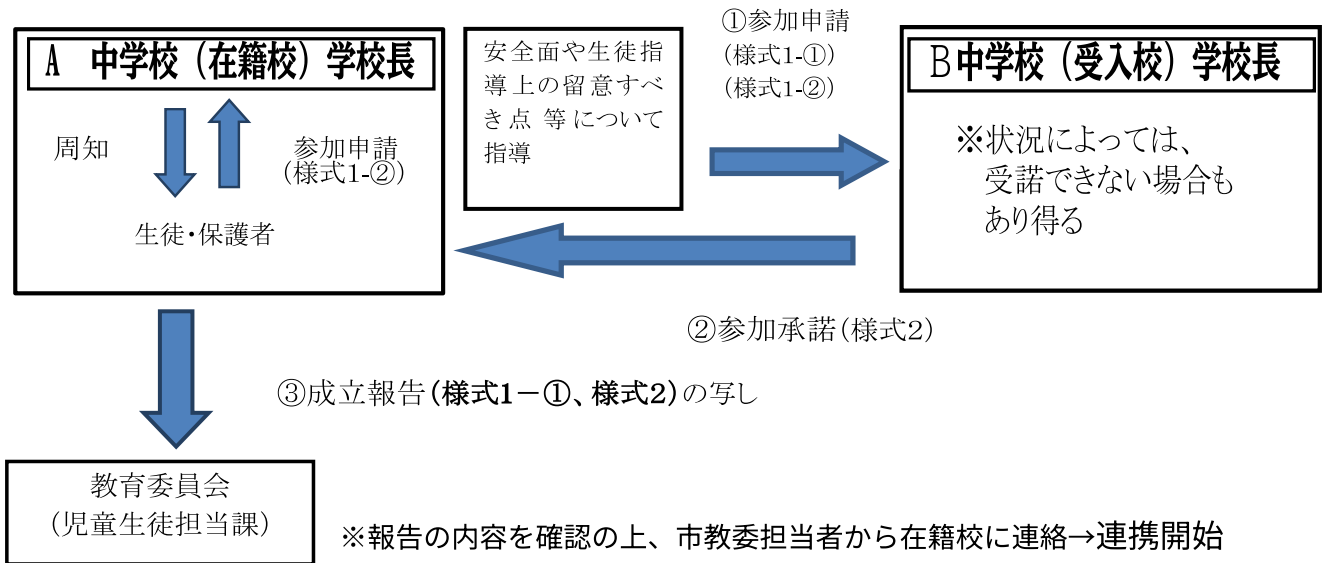
- (1) 教育委員会では、原則として、4月30日(木)まで成立報告を受け付けます。その後、希望者があった場合は担当まで御連絡ください。
(2) 前年度から継続される場合も、新たに書類の作成・提出が必要です。

担当：教育委員会児童生徒担当課部活動担当 (TEL:211-3861)

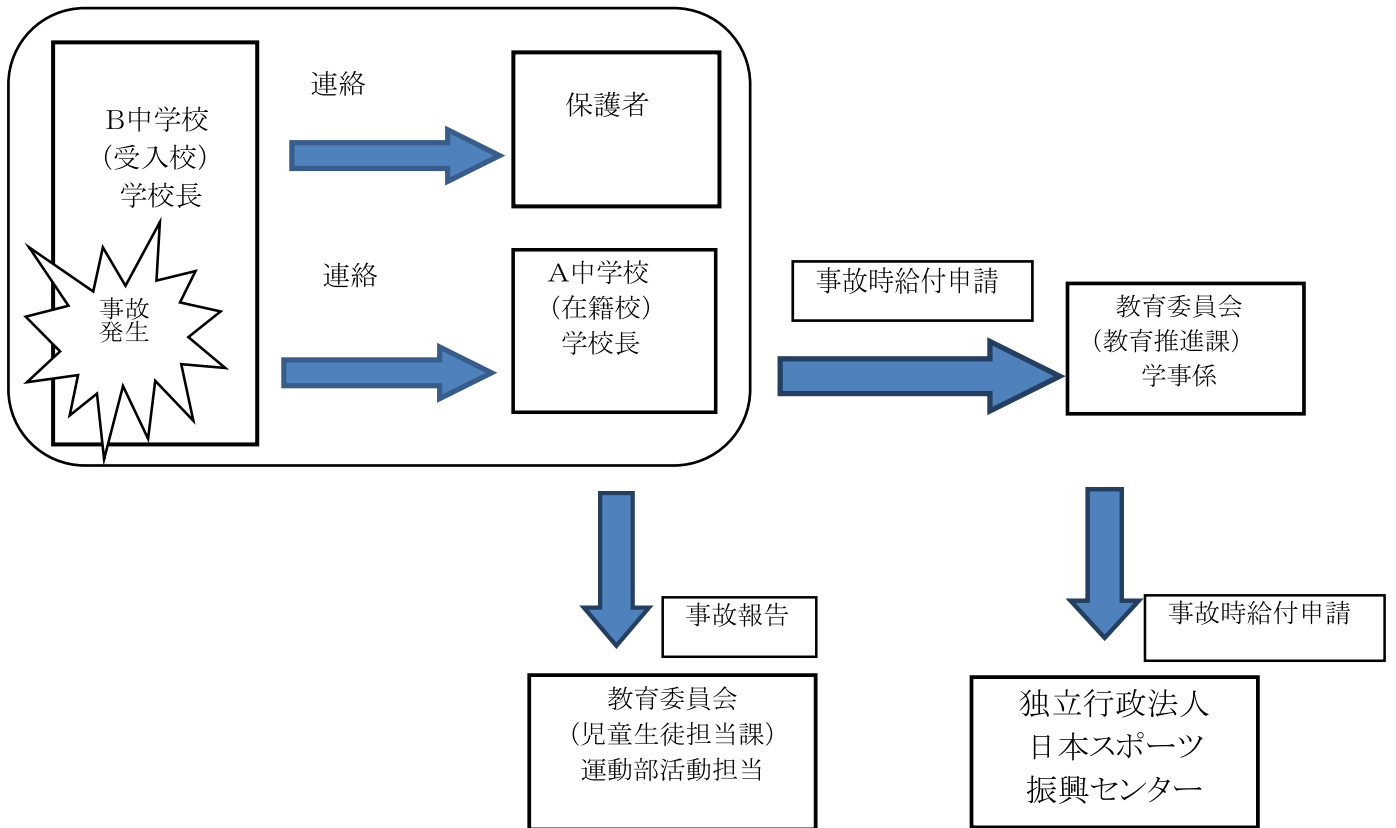
部活動「学校間連携方式」の流れ

〔A中学校...在籍校、B中学校...受入校〕

○参加承諾まで



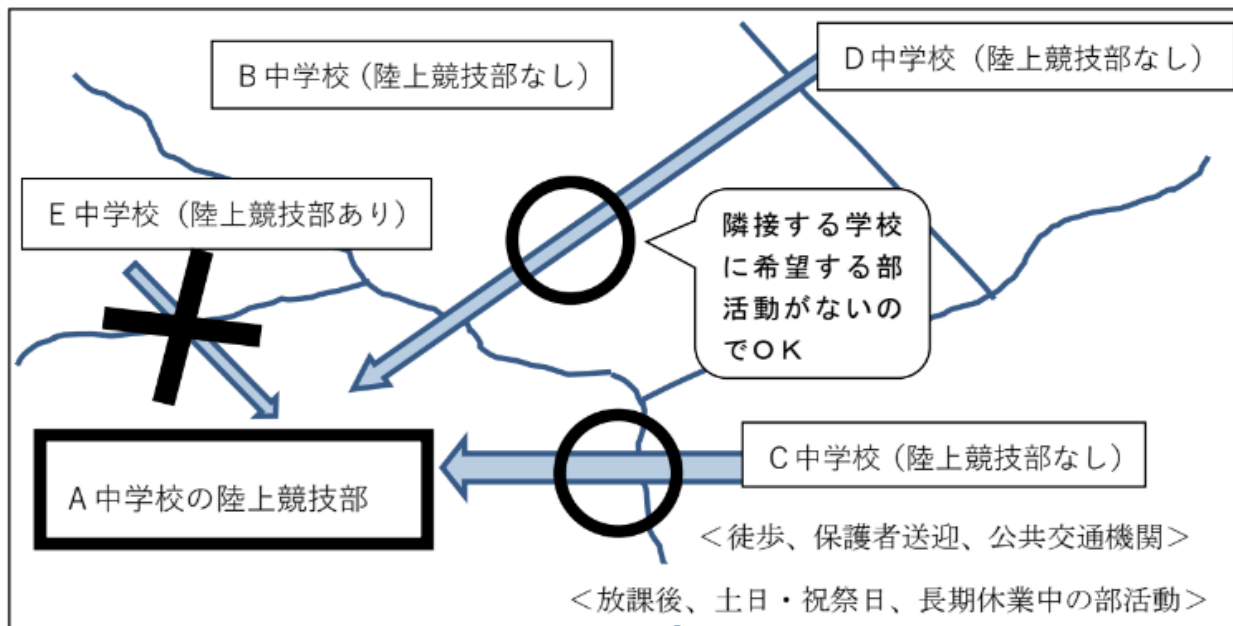
○事故発生時の対応



※在籍校において、連絡責任者を明確にすること。

部活動「学校間連携方式」補足資料

1 学校間連携方式の例



2 大会・コンクールへの参加について（札幌市中学校体育連盟・札幌市中学校文化連盟委連主催大会を含む）

対象生徒及び保護者からの依頼を受けた在籍校の連絡責任者が、受入校の顧問教諭及び連絡責任者と協議し、大会・コンクール規則に則り決定するものとする。

3 安全への配慮について

- (1)対象生徒は、独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付の対象となるが、安全指導を十分に行うとともに、事故時の連絡体制を整備すること。
- (2)受入校は、部活動中の安全の確保を図るとともに、事故発生時には、適切な応急処置を行うこと。
- (3)受入校等、活動場所への生徒の移動については、安全の確保を徹底すること。（寄り道等による事故は給付対象にならない場合がある。）

4 その他

- (1)学校に在籍する一定数以上の生徒が、同一の団体種目の学校間連携方式を希望した場合は、受入校の負担等に鑑み、本方式を活用するのではなく、部活動を設立し他校と連携して合同部活動を結成することが望ましい。それが実現できない場合には本方式の活用が考えられる。
- (2)本方式は、生徒に希望する種目での活動機会を提供するための制度であり、特定の学校の部活動への参加によるチーム（団体）強化や選手強化を想定しているものではないことに十分に留意する。
- (3)在籍校では、対象生徒及びその保護者に対し、実施要項の内容や、安全面・生徒指導面で留意すべきことなどを十分確認した上で、申請書（様式1-①）（様式1-②）

を受入校に提出すること。

- (4)在籍校及び受入校の校長は、対象生徒に受入校の部活動運営規定の順守を徹底するとともに、生徒指導に十分留意し、問題行動の防止に努めること。万一、問題が生じた場合は、速やかに学校間で情報を共有し、連携を図りながら事後指導に努めるとともに、再発防止策を検討し教育委員会に報告する。
- (5)在籍校が受入の依頼をした際、受入校の都合により、受諾できないこともあり得る。また、受入れ後に何らかの問題が発生した場合、在籍校と受入校で協議の上、連携を中止する場合がある。
- (6)本方式を活用する生徒の体育文化振興会等の会費や、日常の活動に係る経費等の負担については、在籍校と受入校で協議し適切に判断をする。

部活動「学校間連携方式」について

札幌市教育委員会

(学校便りやホームページ等における記載例)

札幌市では、中学校の小規模化等により、各学校における部活動の設置数が減少傾向にあることから、生徒が希望する種目の部活動に入部できないという状況も見られます。そのため、札幌市教育委員会では、生徒が他校の部活動に参加する「学校間連携方式」を導入しています。

これは、自分の学校に希望する部活動がない場合に、隣接する学校の部活動に参加することを可能とするものです。本来であれば自分の学校で仲間と励まし合い、高め合いながら活動することが望まれるところですが、自分の学校に希望する種目の部がない場合でも、他校の部活動に参加することで生徒の活動希望を叶えることができるようになっています。

保護者の皆様には、本事業の趣旨をご理解いただき、スポーツ・文化芸術への興味や関心と同じくする子どもたちが学校の垣根を越えて、共に楽しく、生き生きと活動できるよう、ご協力を賜りますようお願いいたします。

この仕組みの利用の仕方は次の通りです。利用を希望する場合には、お子様が在籍する学校にご相談ください。

- 1 本方式の利用希望者がいる場合、生徒の在籍校が、受入校との連絡調整を行います。
- 2 各種の大会（札幌市中学校体育連盟、札幌市中学校文化連盟主催大会を含む）参加については、在籍校が、受入校と協議し、大会・コンクール規則に則り決定するものとする。
- 3 本方式の利用に当たっては、学校が定める部活動等のルールを守って活動することや、活動経費の負担、活動場所への安全な移動などについて、在籍校・受入校と十分に確認し、理解を深めた上で、利用を申請してください。

